

川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

令和7年4月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、川島桶川資源循環組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員等の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 26,400円
- (2) 副議長 月額 23,200円
- (3) 議員 月額 22,000円

第3条 議長及び副議長には選挙されたその日から、議員には職に就いたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議員等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法は、川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第19号）の適用を受ける管理者及び副管理者の例による。

(期末手当)

第4条 議員等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した日現在）において議員等が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の適用を受ける管理者及び副管理者の例による。

（費用弁償）

第5条 議員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額 現に支払った旅客運賃

(2) 宿泊料及び食卓料の額 別表に定める額を上限とした実費額

- 3 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法は、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月3日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正後の川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正前の川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された令和7年12月期の期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第3条の規定による改正後の川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による令和7年12月期の期末手当の内払とみなす。

別表（第5条関係）

区分		費用弁償額
1	宿泊料（1夜につき）	15,000円

2	食卓料（1夜につき）	2,600円
---	------------	--------